

2018年4月9日 全11頁

法律・制度 Monthly Review 2018.3

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
小林 章子

[要約]

- 3月の法律・制度に関する主な出来事と、3月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 3月は、いわゆる相続法の改正法案及び成人年齢を18歳以上とする改正法案が国会に提出されたこと（13日）、仮想通貨の会計処理が公表されたこと（14日）、コーポレートガバナンス・コードの改訂案等が公表されたこと（26日）、平成30年度改正税法が成立したこと（28日）、収益認識に関する会計基準が公表されたこと（30日）、金利リスクのモニタリングの見直しが施行されたこと（国際統一基準行）及びSA-CCRが導入されたこと（31日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

◀ 目次 ▶

○3月の法律・制度レポート一覧	2
○3月の法律・制度に関する主な出来事	2
○4月以後の法律・制度の施行スケジュール	4
○今月のトピック	
金融所得、税率引上げ検討？	6
○レポート要約集	9
○3月の新聞・雑誌記事・TV等	11
○3月のウェブ掲載コンテンツ	11

◇3月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
2日	米国のIPOに関わる規制見直しの動き	上野まな美 鳥毛 拓馬	金融制度	6
	金融所得、税率引上げ検討？ ～金融所得税率引上げは、 富裕層課税強化にみせかけた大衆増税～	吉井 一洋 是枝 俊悟 金本 悠希 小林 章子	税制	8
9日	法律・制度 Monthly Review 2018.2 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	11
13日	相続法改正（要綱案）の概要 ～配偶者居住権、預貯金の仮払い制度、 自筆証書遺言保管制度の創設等～	小林 章子	その他法律	12
22日	会社法制（企業統治等関係）中間試案の概要	横山 淳	その他法律	12
28日	賃上げは増税・物価上昇に追いついてきたか ～モデル世帯の実質可処分所得の試算 （2011年～2017年実績）～	是枝 俊悟	税制	13

◇3月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）、資本性金融商品の減損とリサイクリングに関するディスカッション・ペーパーを公表（コメント期限は5月25日まで）。
2日	◇国税庁、競馬の馬券の払戻しに係る所得区分に関する所得税基本通達の改正について意見募集を開始（期限は4月2日まで）。 ◇消費者契約法の一部改正案が国会に提出される。
6日	◇バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、「バーゼルⅢモニタリングレポート」を公表。
7日	◇日本公認会計士協会（JICPA）、監査事務所情報開示検討プロジェクトチームの公開草案「監査品質の指標（AQI）に関する研究報告」を公表（意見提出期限は6月7日まで）。 ◇金融庁、流動性カバレッジ比率規制（第1の柱）に関する告示を一部改正。平成29年6月公表の「バーゼルⅢの流動性カバレッジ比率（2013年1月）へのよくある質問（FAQ）」を踏まえ、告示の一部改正を行うもの。 ◇全国銀行協会（全銀協）、金融庁、国税庁及び総務省等による「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」、第1回会合を開催。 ◇証券監督者国際機構（IOSCO）、市中協議書「取引施設における過度な価格変動の管理と取引秩序の維持に向けたメカニズム」を公表。 ◇米国証券取引委員会（SEC）、ICOを含むデジタル資産の取引を行う潜在的に非合法的なオンラインプラットフォームに関する声明を发出。
8日	◇金融庁、「仮想通貨交換業等に関する研究会」の設置を公表。 ◇金融庁、国内外の金融当局・中央銀行・学会関係者等のメンバーからなる「ブロックチェーン・ラウンドテーブル」を開催（9日まで）。
9日	◇平成29年銀行法等改正（電子決済等代行業関係）に係る政令・内閣府令案等を公表（意見募集期限は4月9日まで）。

9日	◇BEPS 防止措置実施条約が国会に提出される。
12日	◇国際決済銀行 (BIS) 決済・市場インフラ委員会 (GPMI) および BIS 市場委員会 (MC)、報告書「中央銀行デジタル通貨」を公表。
13日	◇いわゆる相続法の改正法案が国会に提出される。配偶者居住権、遺産分割前の預貯金の払戻し制度等が盛り込まれる。 ◇民法上の成人年齢等の改正法案が国会に提出される。成人年齢を 18 歳以上に引き下げるほか、婚姻適齢を男女とも 18 歳以上とし、養親年齢や喫煙・飲酒可能年齢は引き続き 20 歳以上とするなどの内容。2022 年 4 月 1 日からの施行が提案されている。 ◇企業会計基準委員会 (ASBJ)、実務対応報告第 37 号「実務対応報告第 34 号の適用時期に関する当面の取扱い」を公表。実務対応報告第 34 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」について、当面の間の適用を認める内容。
14日	◇ASBJ、実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」を公表。 ◇金融庁、自己資本比率規制及び流動性規制 (第 3 の柱) 並びに報酬に関する告示等を一部改正。
15日	◇JICPA、「期末監査期間等に関する実態調査報告書」を公表。
16日	◇金融庁、連結財務諸表規則で規定する企業会計基準として、国際財務報告基準 (IFRS) 第 9 号「金融商品」等を追加。
20日	◇ASBJ、改正「中小企業の会計に関する指針」を公表。 ◇20 か国財務大臣・中央銀行総裁会議 (G20)、アルゼンチンでの会合を閉幕し、声明を公表。仮想通貨について「暗号資産」(crypto-assets) として言及。
22日	◇司法取引の対象となる罪 (財政経済関係犯罪) を定める刑事訴訟法の政令が公布される。対象となる罪として、租税に関する法律、独占禁止法、金融商品取引法、商品先物取引法、投資信託法、特定商取引法、銀行法、貸金業法、会社法、犯収法、資金決済法に規定する罪等が挙げられる。 ◇日本証券業協会 (日証協)、「SDGs 宣言」を公表。 ◇バーゼル委、市中協議文書「マーケット・リスクの最低所要自己資本の見直し」を公表 (コメント期限は 6 月 20 日まで)。 ◇バーゼル委、技術的改訂案「開示要件 (第 3 の柱) - 自己資本規制上の引当金の取扱い」を公表 (コメント期限は 5 月 4 日まで)。 ◇バーゼル委、カウンターパーティ信用リスクエクスポージャーの計測に係る標準的手法 (SA-CCR) への FAQ、マーケット・リスクの最低所要自己資本への FAQ をそれぞれ更新。
23日	◇金融庁、自己資本比率規制 (第 1 の柱・第 3 の柱) に関する告示等を一部改正 (適用は 3 月 31 日から)。 ◇金融庁、自己資本比率規制及び開示告示に関する Q&A を公表。 ◇金融庁、財務諸表等規則等を一部改正。ASBJ による「税効果会計に係る会計基準」の一部改正案等を受けたもの。 ◇JICPA、業種別委員会実務指針の公開草案「仮想通貨交換業者の財務諸表監査に関する実務指針」を公表 (意見提出期限は 4 月 24 日まで)。 ◇JICPA、監査事務所情報開示検討プロジェクトチームの公開草案「監査法人の計算書類及び監査報告書の文例に関する研究報告」を公表 (意見提出期限は 6 月 25 日まで)。
26日	◇金融庁のステュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議、「コーポレートガバナンス・コード改訂案」及び「投資家と企業の対話ガイドライン (案)」を公表。 ◇金融庁、「投資家と企業の対話ガイドライン (案)」についてのパブリック・コメントを開始 (コメント期限は 4 月 29 日まで)。 ◇日証協、「株主コミュニティ制度に関する懇談会」の設置を公表。
27日	◇金融審議会の金融制度スタディ・グループ、第 6 回会合を開催。代理店・仲介業等、プラットフォーム提供者に対する規制についての議論が行われる。

27日	<ul style="list-style-type: none"> ◇国際会計基準審議会（IASB）、IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の狭い範囲の修正案を公表。 ◇欧州証券市場監督局（ESMA）、個人投資家保護のためのEU内でのバイナリーオプションの禁止と差金決済取引（CFD取引）の制限について合意。
28日	<ul style="list-style-type: none"> ◇平成30年度改正税法（国税・地方税）が成立。 ◇平成30年度予算（一般会計・特別会計・政府関係機関）が成立。
29日	<ul style="list-style-type: none"> ◇IASB、「概念フレームワーク」の改訂版を公表。 ◇バーゼル委、「早期監督介入に係る枠組み」を公表。
30日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正。銀行及びその子会社等について、その取引先企業に対する人材紹介業務の取扱いをすることができるようにするもの。 ◇金融庁、投資法人の計算に関する規則を一部改正（適用は平成30年4月1日以後に開始する営業期間に係る計算書類から）。投資法人が海外不動産投資に伴い支払う外国法人税について、損益計算書上、営業費用として表示する旨を明確化。 ◇東京証券取引所、コーポレートガバナンス・コードの改訂案についてのパブリック・コメントを開始（コメント期限は4月29日まで）。 ◇日本取引所自主規制法人、「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」を公表。 ◇全銀協、政策提言レポート「国民の安定的な資産形成に資する金融経済教育の推進に向けた銀行界の取組み」を公表。 ◇財務会計基準機構（FASF）、「有価証券報告書の開示に関する事項－『一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について』を踏まえた取組－」を公表。 ◇ASBJ、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」を公表（2021年4月1日以後開始連結会計年度及び事業年度の期首から強制適用（早期適用可））。 ◇経済産業省、「『スピンオフ』の活用に関する手引」を公表。
31日	<ul style="list-style-type: none"> ◇平成30年度改正税法（国税・地方税）が公布される。 ◇金利リスクのモニタリングの見直しが施行（国際統一基準行）。 ◇SA-CCR導入。ただし、現行のカレント・エクスポージャー方式も「当分の間」選択適用可。

◇4月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2018年 (H30)	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇（2018年4月1日以後開始事業年度より）法人税率が23.4%から23.2%に引き下げ。 ◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の55%→50%）。 ◇欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）。 ◇（外国関係会社の2018年4月1日以後開始事業年度より）外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の改正が適用。 ◇事業承継税制の特例制度（全株・税額全額の納税猶予、複数人への承継等）の適用申請開始（2018年1月1日以後の贈与・相続等から適用）。 ◇相続税の小規模宅地等の特例適用要件を厳格化。 ◇親族等が実質支配する一般社団法人等への贈与・遺贈等に対する課税強化。 ◇所得拡大促進税制の見直し。 ◇金融商品取引法の一部改正が施行（フェア・ディスクロージャー・ルール、HFT規制等）。 ◇法定相続情報証明制度について、相続税の申告手続きでの利用が可能に。
	5月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇確定拠出年金法の平成28年改正について、下記の改正が施行。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人型への企業拠出が可能（小規模事業主掛金納付制度） ・企業年金制度間の年金資産の持ち運び（ポータビリティ）が拡充

2018年 (H30)	5月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・企業型について事業者の加入者に対する継続投資教育が努力義務化 ・運用商品提供数の上限が設定 ◇国債の決済期間が、現行のT+2（約定日の2営業日後に決済）からT+1（約定日の1営業日後に決済）に短縮（約定分）。
	5月25日	◇EUの一般データ保護規則（GDPR）適用開始。
	6月1日	◇コーポレートガバナンス・コード改訂の実施（予定）。 ◇平成29年銀行法等改正法（電子決済等代行業関係）が施行（予定）。
	10月1日	◇上場株式の売買単位の100株単位への移行期限。
	12月31日	◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。 ◇NISAの初年度（2014年分）投資枠について、5年間の非課税保有期間が満了。 ◇改訂後のコードの内容を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する報告書の提出期限（予定）。
2019年 (H31)	1月1日	◇NISAの口座開設申込時の即日買付けの実施。 ◇（2019年1月1日以後開始事業年度より）税法上の「恒久的施設」（PE）の定義の見直しが施行。 ◇IFRS16号「リース」発効。
	3月31日	◇金利リスクのモニタリングの見直しが施行（国内基準行）。 ◇G-SIBsへのTLAC規制導入（リスクアセット比16%、レバレッジ比率分母比6%）。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。 ◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日。
	4月～5月	◇株式等の決済期間が、現行のT+3（約定日の3営業日後に決済）からT+2（約定日の2営業日後に決済）に短縮。
	10月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入。 ◇車体課税の見直し（自動車取得税の廃止、環境性能割の導入）。 ◇（2019年10月1日以後開始事業年度より）地方法人特別税を廃止し、地方法人税率が4.4%から10.3%に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始（予定）。
2020年	1月1日	◇基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除の見直し。 ◇投資信託等の外国税額控除の見直し。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。 ◇改正民法（債権法）が施行。
2021年	1月1日	◇IFRS17号「保険契約」発効。
	3月31日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。 ◇（2021年4月1日以後開始連結会計年度及び事業年度の期首より）収益認識に関する会計基準が適用。
	12月31日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。 ◇住宅ローン減税の適用期限。
2022年	3月31日	◇バーゼルⅢ、完全施行（資本フロア規制は2027年までに段階的施行）。 ◇G-SIBsへのTLAC規制の比率引き上げ（リスクアセット比18%、レバレッジ比率分母比6.75%）。
2023年	10月1日	◇適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入開始。
2027年	3月31日	◇バーゼルⅢの資本フロア規制が全面適用（72.5%）。

※原則として、3月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、原則として3月末決算法人の例を記載。バーゼル規制はわが国での施行時期ベース（一部見込みを含む）で記載。今回新規に追加したものは太字で記載。平成30年度税制改正によるものは下線太字で記載。

◇今月のトピック

金融所得、税率引上げ検討？

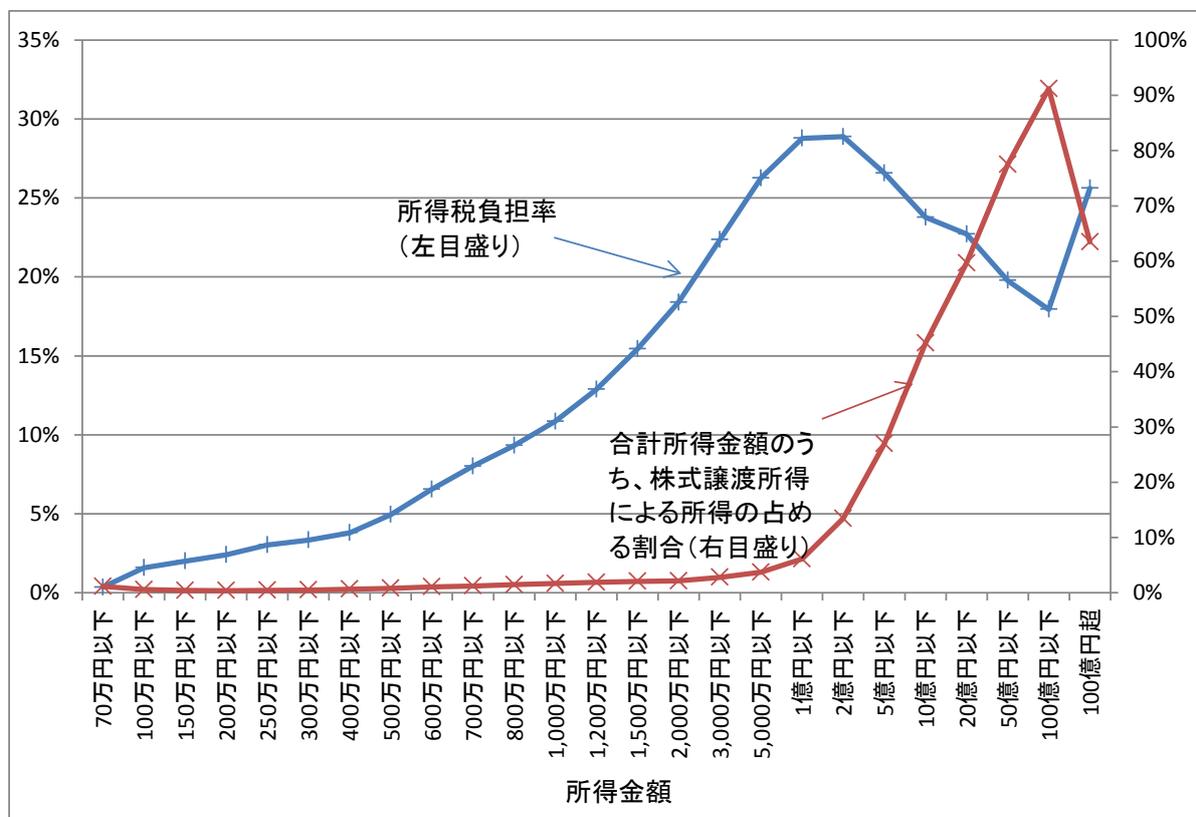
～金融所得税率引上げは、富裕層課税強化にみせかけた大衆増税～

2018年3月2日 吉井 一洋他

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20180302_012801.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表1 申告納税者の所得税負担率と株式譲渡所得等の割合の分布



(注) 所得税負担率とは所得税のみの平均税率のこと

(出所) 国税庁「平成27年分 申告所得税標本調査」に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

図表2 政府税制調査会資料の問題点

- ①各所得者層の人数を考慮していない。
- ②申告納税者のみを対象としており、申告を行わない給与所得者層等を含んでいない。
- ③株式の所得についても、申告納税が行われた者のみを対象としており、源泉徴収ありの特定口座や申告不要の配当により、確定申告なしで納税された株式所得を含んでいない。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

※図表1は政府税制調査会資料を基にしたものであり、図表2はその問題点を指摘したものである。

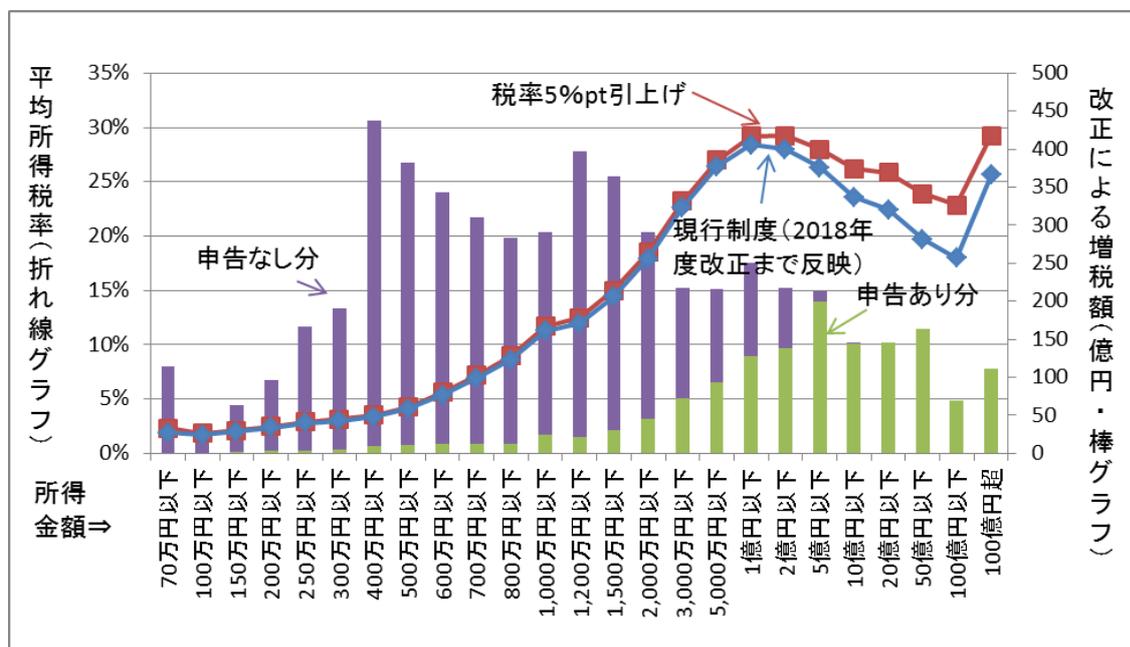
図表3 株式譲渡所得・配当に係る所得の推移（単位：億円）

	暦年(注)	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
株式譲渡所得	申告分離	10,337	11,256	14,566	48,863	22,416	27,865
	特定口座 (源泉徴収あり)	6,761	5,636	6,313	72,795	28,554	38,023
配当	申告	7,672	8,223	8,933	11,711	12,063	11,162
	申告不要(注)	11,695	13,377	14,534	31,656	36,557	26,798

(注) 申告不要の配当は、配当割から税率で割り戻して算出した金額から申告分の配当を控除した金額で、「暦年」ではなく「年度」の金額である。

(出所) 国税庁統計年報、総務省「道府県民税徴収実績調」に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

図表4 金融所得税率引上げによる「平均税率」(所得税)と税収に与える影響



(注) 株式譲渡・配当の税率を国税で5%pt引上げと仮定。株式譲渡・配当について申告不要・特定口座分も推計加算

(出所) 国税庁「平成27年分 民間給与実態統計調査」および「平成27年分 申告所得税標本調査」等に基づき大和総研金融調査部制度調査課試算

図表5 所得税の限界税率ブラケット別納税者数(単位：千人)とその割合

税率	給与所得者	申告納税者	合計	構成比	
5%	24,219	2,226	26,445	65.1%	83.4%
10%	6,646	772	7,418	18.3%	
20%	3,909	418	4,327	10.7%	6.0%
23%	1,453	122	1,576	3.9%	
33%	286	269	554	1.4%	
40%		228	228	0.6%	
45%		61	61	0.2%	
合計	36,513	4,096	40,609	100.0%	100.0%

(注) 2018年度までの税制改正案を反映させた試算。表示単位未満四捨五入

(出所) 国税庁「平成27年分 民間給与実態統計調査」および「平成27年分 申告所得税標本調査」に基づき大和総研金融調査部制度調査課試算

図表6 周辺国の税制（株式譲渡益・配当・利子）

	キャピタルゲイン（株式譲渡益）		配当		利子	
	居住者	非居住者	居住者	非居住者	居住者	非居住者
香港	非課税	非課税	非課税	非課税	原則、非課税	原則、非課税
シンガポール	非課税	非課税	国内配当：非課税 国外配当：非課税 又は総合課税	国内配当：非課税 国外配当：非課税 又は総合課税	原則、非課税。一定のものは総合課税	原則、22%の源泉分離課税
マレーシア	非課税（※1）	非課税（※1）	非課税	非課税	原則、総合課税の対象 預金利子：原則5%の源泉徴収、一定の銀行の利子は非課税	原則、15%の源泉分離課税 預金利子：一定の銀行の利子は非課税
インドネシア	売却額の0.1%の源泉分離課税（※2）	売却額の0.1%の源泉分離課税（※2）	10%の源泉分離課税（※3）	20%の源泉分離課税	預金利子：20%の源泉分離課税 その他の利子：15%の源泉徴収	20%の源泉分離課税
中国	非課税（※4）	非課税（※4）	20%課税（※5）	10%の源泉徴収（※6）	非課税（※7）	10%の源泉徴収（※6）
韓国（※8）	非課税	譲渡益の22%又は売買代金の11%のうち少ない金額を源泉徴収	15.4%の源泉分離課税	22%の源泉分離課税	15.4%の源泉分離課税	22%の源泉分離課税
台湾	非課税（※9）	非課税（※9）	総合課税（5%～40%）の対象	20%の源泉分離課税	債券利子：10%の源泉分離課税 その他の利子：総合課税（5%～40%）の対象	債券利子：15%の源泉分離課税 その他の利子：20%の源泉徴収
タイ	非課税（※10）	非課税（※10）	10%の源泉分離課税	10%の源泉徴収	15%の源泉分離課税	15%の源泉分離課税
フィリピン	売却額の0.5%の源泉分離課税（※11）	売却額の0.5%の源泉分離課税（※11）	10%の源泉分離課税	25%（※12）の源泉徴収	20%の源泉分離課税	25%（※12）の源泉徴収
ベトナム	原則、譲渡益の20%の分離課税。譲渡益が不明の場合、売却額の0.1%の分離課税	売却額の0.1%の分離課税	5%の源泉分離課税	5%の源泉分離課税	預金利子：非課税 その他の利子：5%の源泉分離課税	預金利子：非課税 その他の利子：5%の源泉分離課税

（※1）不動産が譲渡益課税の対象であり、不動産会社の株式も譲渡益課税の対象。

（※2）上場株式の場合。なお、IPOの場合は税率に0.5%を加算。

（※3）個人が受領する場合の税率。

（※4）個人所得税法上、20%課税とされているが、1994年6月の通知で免税措置が取られ、現在まで継続。

（※5）株式保有期間に応じて課税所得が変動し、保有期間が1ヶ月以内の場合は配当金の100%、1か月超～1年以内の場合は配当金の50%、1年超の場合は配当金の25%（實際上、配当金に対する税率は、保有期間が1ヶ月以内の場合は20%、1か月超～1年以内の場合は10%、1年超の場合は5%に）。

（※6）法人が受領する場合の税率。

（※7）個人所得税法上、利子所得の税率は20%とされているが、2008年10月に利子所得を暫定的に非課税に。

（※8）税率は住民税（所得税の10%）を含んだもの。

（※9）2012年から株式譲渡益課税（証券取引所得税。所得税法14条の2）が課されていたが、2015年11月の法改正で廃止（同条を削除。2016年1月から適用）。

（※10）上場株式の場合。

（※11）上場株式の課税方法。非上場株式の譲渡益については、10万ベソ以下の場合5%、10万ベソ超の場合10%の課税。

（※12）事業に従事していない場合に適用される税率。事業に従事している場合は20%。

（出所）各種資料に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

◇レポート要約集

【2日】

米国の IPO に関わる規制見直しの動き

米国財務省は、2017年10月6日に「経済的機会を創出する金融システム 資本市場」と題する報告書を公表した。同報告書は、資本市場に関わる規制のうち経済成長と資本形成を妨げる規制の特定と検証を行ったものであり、特に中小企業の成長を促進する規制の見直しに焦点が当てられている。

中小企業や新興企業の IPO を促進する規制として、オバマ前政権で2012年に成立した新興企業促進法（Jumpstart Our Business Startups Act: 以下 JOBS 法）がある。財務省の報告書によると、同法により、一時的に米国の IPO は増加したものの、その後は、IPO が減少している旨指摘されている。このため、同報告書では JOBS 法の改善や、SEC 規則の見直しなどが提言されている。

2017年6月8日に連邦下院で可決した2017年金融選択法案（Financial CHOICE Act of 2017）にも、JOBS 法をさらに緩和する法案が盛り込まれており、トランプ政権、議会共和党いずれも中小企業や新興企業の IPO に関わる規制を見直す意向があることがうかがえる。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20180302_012800.html

金融所得、税率引上げ検討？

～金融所得税率引上げは、富裕層課税強化にみせかけた大衆増税～

金融所得税率の引上げが、平成31（2019）年度税制改正の議論で取り上げられるとの報道がなされている。実際に、2016年秋頃から、税制改正の議論の際に、引上げがテーマの一つとしてあげられていた。

引上げの論拠としては、年間所得1億円超の所得層において平均税率が低下していくことがあげられていたが、当該層の納税者に占める比率は0.04%にすぎず、現行制度が所得再分配機能を歪めているとは言い難い。

仮に金融所得税率を20%から25%に引き上げた場合、税収面では、富裕層よりも中堅以下の所得層の増税の効果の方がはるかに大きくなる。金融所得税率引上げは、富裕層の課税強化というよりは大衆増税の側面が強い。

他方で、超富裕層の場合は、例えば IPO に伴う創業者の株式売却益等が多いことが推察される。当該層の課税強化は創業意欲の減退やわが国よりも税負担が軽い周辺国への流出を招くおそれがある。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20180302_012801.html

【9日】

法律・制度 Monthly Review 2018.2

～法律・制度の新しい動き～

2月の法律・制度に関する主な出来事と、2月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

2月は、所得税法等の一部改正法案が国会に提出されたこと（2日）、フェア・ディスクロージャー・ルールガイドラインが確定したこと（6日）、相続法の改正要綱案が採択されたこと（16日）、会社法改正の中間試案に関する意見募集が開始されたこと（28日）などが話題となった。金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20180309_012816.html

【13日】

相続法改正（要綱案）の概要

～配偶者居住権、預貯金の仮払い制度、自筆証書遺言保管制度の創設等～

2018年2月16日、法制審議会の総会において「民法（相続関係）等の改正に関する要綱案」（以下、要綱案）が採択された。この要綱案は、法制審議会の下部組織である民法（相続関係）部会において検討されてきたいわゆる相続法の改正について、改正法案の骨子を取りまとめたものである。

今回の見直しは、約40年ぶりの相続法の大きな見直しとなる。見直しの趣旨の一つとして、高齢化社会の進展により老老相続が増加し、特に高齢となりがちに残された配偶者の生活に配慮する必要性が高まったことが挙げられている。具体的な内容としては、配偶者居住権、預貯金の仮払い制度、自筆証書遺言保管制度の創設等が盛り込まれた。

改正法案は3月13日に閣議決定された。現在開会中の第196回通常国会に提出される見込みである。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20180313_012828.html

【22日】

会社法制（企業統治等関係）中間試案の概要

2018年2月14日、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会で「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」（中間試案）がとりまとめられた。

主な項目としては、①株主総会に関する手続の合理化（株主総会資料の電子提供、株主提案権の濫用的な行使の制限など）、②役員への適切なインセンティブの付与（株式（新株予約権）報酬等、取締役の個人別報酬等決定の再一任、D&O保険、会社補償など）、③社外取締役の活用等（社外取締役と業務執行、社外取締役設置義務化の可否など）、④社債の管理、⑤その他（自社株式等を対価とするTOBなど）が盛り込まれている。

早ければ、2018年内にも要綱案がとりまとめられ、2019年に改正法案が国会に提出される可能性もあるだろう。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20180322_020010.html

【28日】

賃上げは増税・物価上昇に追いついてきたか

～モデル世帯の実質可処分所得の試算（2011年～2017年実績）～

2011年から2017年までにおける物価と賃金の実績値をもとに、モデル世帯において、家計の実質可処分所得の動向を試算し、賃上げが増税や物価上昇のペースに追いついてきたかを試算した。

現役世帯全体を概観すると、1人あたりの賃金上昇と女性就業率の向上による収入増で増税や物価上昇による負担増を概ねカバーし、2017年時点では2011年と同程度の実質可処分所得を確保しているものと考えられる。

ただし、家計の実質可処分所得が確保されているのは、1人あたり賃金の上昇だけでなく、女性の就業率向上（特に、正規雇用での就業率向上）による貢献も大きい。

2019年10月には消費税率の10%への引上げが予定されている。2019年から2020年にかけて、家計の実質可処分所得が保たれるか否かは、女性の（特に、正規雇用での）就業率向上が継続されるか否かが一つの要因となるだろう。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20180328_020024.html

◇3月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
東京新聞 (3月9日付朝刊26面)	株主提案権についてコメント	横山 淳
神戸新聞 (3月17日付朝刊8面)	iDeCoとNISAの比較について図表掲載	是枝 俊悟
日本経済新聞 (3月19日付電子版)	決算発表の遅延についてコメント	吉井 一洋
日本経済新聞 (3月23日付朝刊2面)	賃上げ・設備投資減税について コメント	是枝 俊悟
日経ビジネス (3月5日号)	リサーチ費用のアンバンドリング についてコメント	是枝 俊悟
企業会計 (2018年4月号)	KAM導入で会計監査はどう変わるか～ 利用者サイドが寄せるKAM導入への期待	吉井 一洋

◇3月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
3月8日 掲載	コラム：資産形成層への投資普及策として期待される「職場積立NISA」 https://www.dir.co.jp/report/column/20180308_012806.html	金本 悠希